令和7年度(4月~10月)のくろまぐろ遊漁の管理について

令和7年10月 水産庁

I. 遊漁によるくろまぐろの管理について

釣り(遊漁)に関する規制(ルール)

- 〇 令和3年度から遊漁による採捕に関する規制を導入。
- 令和7年度の採捕(釣り)に関する規制(ルール)は以下のとおり。
 - (1) 小型魚(30kg未満)の採捕禁止。意図せず採捕した場合は直ちに放流。
 - (2) 大型魚(30kg以上)の保持は1人毎月1尾まで。それ以上採捕した場合は直ちに放流。
 - (3) 大型魚(30kg以上)を採捕した場合は、陸揚げした日から1日(翌日)以内に水産庁へ以下の情報を報告。
 - 採捕者情報:氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本人確認書類(運転免許証等の提出)
 - ・採捕したクロマグロ情報:尾数、重量、計量方法、尾さ長(及び写真添付)、陸揚げ日・場所 採捕海域、遊漁船の船名・登録都道府県・番号(遊漁船以外を利用した場合は 船舶番号又は船舶検査済票の番号)
 - (4) 資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定めて採捕を禁止(※)。
 - ※ 採捕禁止の運用について
 - ・年間の採捕数量を60トン程度とし、これを毎月5トン(9月から3トン)で均等配分し、各月の採捕上限として設定。
 - 各月において報告される採捕数量の積み上がり状況を見て、毎月の採捕上限を超えるおそれがある場合、広域漁業調整委員会が公示した日から当該月の末日までの期間を採捕禁止。
 - (5)委員会指示の有効期間:2年間(令和7年4月1日~令和9年3月31日)



【目的】

くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため

New

令和8年4月1日から 届出制の導入

- 届出の種類は3つ。
 - ① 釣り人(遊漁者)
 - ② 遊漁船業者
 - ③ プレジャーボート等の遊漁船以外の船舶を運航する人

Ⅱ. 令和7年度における採捕状況について(4月~10月)

- <u>令和7年度は、毎月5トンで管理を行う</u>こととしたところ。
- <u>6月及び7月において、予想以上に採捕数量が積み上がり、8月時点で採捕数量は</u> 38.8トン。
- 今年度、<u>採捕数量は60トン内で管理する必要。</u>



- 9月以降の管理方法を検討するため、「くろまぐろ遊漁専門部会」を開催。
- 専門部会における議論の結果、令和7年9月から令和8年3月までの遊漁における くろまぐろ(大型魚)の採捕については、各月の採捕上限を3.0トンとすることが決定

【4月から10月までの採捕実績】

時期	4月	5月	6月	7月	8月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン
採捕禁止 期間	4月9日~ 4月30日	5月14日~ 5月31日	6月5日~ 6月30日	7月4日~ 7月31日	8月4日~ 8月31日
主な 採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8海域
時期	9月	10月			
採捕上限	3トン	3トン	令和7年10月27日(月)時点までの 採捕実績: 40.3トン		
採捕数量	0.8トン	0.7トン			
採捕禁止 期間	_	_			
主な 採捕海域	J1海域	J1海域			

海域図

1. 超過分について

○ 令和6年度までは、総採捕数量40トンを超過した場合は、<u>超過した数量を翌年の総採</u> 捕数量から差し引いて管理している。

(例) 令和4年度の総採捕数量:42.6トン

令和5年度の総採捕数量:37.4トン(40トンー2.6トン(令和4年度超過分))



今後も同様に、<u>総採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌年の総採捕数量</u>からO.1トン単位で差し引くこととする。

2. 未利用分について

〇 漁業においては、前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、 当初に配分された漁獲可能量の10%を上限に、翌管理年度に繰り越すことができる。



漁業と同様に、<u>未利用分が発生した場合には、当初の総採捕数量の10%を上限に</u> 翌管理年度に0.1トン単位で繰り越すこととする。

- (例1) 令和7年度の総採捕数量が54.1トンだった場合(未利用分5.9トン) 令和8年度の総採捕数量は65.9トン(60トン+5.9トン(令和7年度の未利用分))
- (例2) 令和7年度の総採捕数量が50.0トンだった場合(未利用分10.0トン) 令和8年度の総採捕数量は66.0トン(60トン+6.0トン(令和7年度の未利用分のうち繰り越し可能な数量))

Ⅳ. 委員会指示違反への対応について

- 水産庁は、疑義情報等から、関係都道府県等と連携して調査等を行い、委員会指示違反の事案に対処しているところ。
- 〇 現時点で、計12件の裏付け命令を発出。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容	
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚を採捕	
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕	
		PB	小型魚の採捕	
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕	
	富山県魚津沖	PB	・小型魚の採捕・採捕禁止期間中の大型魚の採捕	
		PB	・小型魚の採捕・大型魚の保持数制限・採捕禁止期間中の大型魚の採捕	
	新潟県新潟港(東港区)沖	PB	小型魚の採捕	
	石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕	
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕	
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告	
令和7年8月	北海道ウトロ港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過	
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過	

[※] 令和6年度の裏付け命令発出実績:計11件